

## 組合規約新旧条文対照表

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
(事業所の名称及び所在地)	(事業所の名称及び所在地)
第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
日本発条株式会社 神奈川県横浜市金沢区	日本発条株式会社 神奈川県横浜市金沢区
日発販売株式会社 東京都港区	日発販売株式会社 東京都港区
日発運輸株式会社 神奈川県横浜市金沢区	日発運輸株式会社 神奈川県横浜市金沢区
株式会社ニッパツサービス 神奈川県横浜市神奈川区	株式会社ニッパツサービス 神奈川県横浜市神奈川区
横浜機工株式会社 神奈川県横浜市金沢区	横浜機工株式会社 神奈川県横浜市金沢区
日発精密工業株式会社 神奈川県伊勢原市	日発精密工業株式会社 神奈川県伊勢原市
株式会社トープラ 神奈川県秦野市	株式会社トープラ 神奈川県秦野市
日本シャフト株式会社 神奈川県横浜市金沢区	日本シャフト株式会社 神奈川県横浜市金沢区
日本発条健康保険組合 神奈川県横浜市金沢区	日本発条健康保険組合 神奈川県横浜市金沢区
日本発条企業年金基金 神奈川県横浜市金沢区	日本発条企業年金基金 神奈川県横浜市金沢区
日本発条労働組合 神奈川県横浜市金沢区	日本発条労働組合 神奈川県横浜市金沢区
株式会社スミハツ 東京都千代田区	株式会社スミハツ 東京都千代田区
<u>ニッパツフレックス株式会社</u> 長野県伊那市	ユニフレックス株式会社 長野県伊那市
ニッパツ・メック株式会社 神奈川県横浜市港北区	ニッパツ・メック株式会社 神奈川県横浜市港北区
アヤセ精密株式会社 神奈川県綾瀬市	アヤセ精密株式会社 神奈川県綾瀬市

<p>東北日発株式会社  岩手県北上市  株式会社ジーエルジー  神奈川県川崎市幸区  株式会社アイテス  神奈川県横浜市戸塚区  株式会社ニッパツパーキングシステムズ  神奈川県横浜市西区  株式会社ニッパツ・ハーモニー  神奈川県横浜市金沢区  特殊発條興業株式会社  兵庫県伊丹市  ニッパツ機工株式会社  神奈川県伊勢原市  横浜機工テクノ株式会社  山口県美祢市  株式会社京浜  千葉県木更津市  株式会社東洋富士製作所  宮城県東松島市  ニッパツ九州株式会社  福岡県京都郡苅田町  <u>フォルシア・ニッパツ九州</u>  <u>福岡県京都郡苅田町</u></p>	<p>東北日発株式会社  岩手県北上市  株式会社ジーエルジー  神奈川県川崎市幸区  株式会社アイテス  神奈川県横浜市戸塚区  株式会社ニッパツパーキングシステムズ  神奈川県横浜市西区  株式会社ニッパツ・ハーモニー  神奈川県横浜市金沢区  特殊発條興業株式会社  兵庫県伊丹市  ニッパツ機工株式会社  神奈川県伊勢原市  横浜機工テクノ株式会社  山口県美祢市  株式会社京浜  千葉県木更津市  株式会社東洋富士製作所  宮城県東松島市  ニッパツ九州株式会社  福岡県京都郡苅田町</p>
<p>附 則  (施行期日)  この規約は、<u>平成 30 年 9 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p>附 則  (施行期日)  この規約は、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>